

## 名張市不法投棄物等回収専用ごみ袋交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、不法投棄物等回収専用ごみ袋（公共施設における空き缶等、違法に投棄された廃棄物等の回収又はごみステーション不適正排出ごみの適正な排出をするためのごみ袋をいう。以下同じ。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料等を収納し、又は収納していた缶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- (2) ごみステーション不適正排出ごみ ごみステーション（伊賀南部環境衛生組合が定める収集日当日のみ、ごみを排出し、及び収集するための一時的な集積場所をいう。以下同じ。）において、市が指定する方法によらず、不適正に排出されたごみをいう。
- (3) 公共施設 市内の公衆用道路、河川、公共用水路、公園及び緑地とする。ただし、指定管理者が管理する公の施設や維持管理契約を締結している施設は含まない。

### (不法投棄物等回収専用ごみ袋の交付等)

第3条 市長は、公共施設における空き缶等、違法に投棄された廃棄物、落ち葉等又はごみステーション不適正排出ごみを市が指定する方法により排出しようとするものに、無償で不法投棄物等回収専用ごみ袋を交付するものとする。

- 2 前項の規定による交付（以下この条において単に「交付」という。）を受けようとするものは、あらかじめ申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。
- 3 個人に対する1回当たりの交付は、20枚以内を限度とする。
- 4 交付は、市役所において行うものとする。
- 5 交付を受けたものは、交付された不法投棄物等回収専用ごみ袋のうち、不要となったものを市に返還しなければならない。

### (不法投棄物等回収専用ごみ袋の規格)

第4条 不法投棄物等回収専用ごみ袋の規格は、次のとおりとする。

- (1) 色 黄緑色半透明
- (2) 材質 低密度ポリエチレン
- (3) 容量 45リットル

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

#### (名張市指定ボランティア専用ごみ袋交付要領の廃止)

- 2 名張市指定ボランティア専用ごみ袋交付要領（平成20年告示第40号）は、廃止す

る。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の日前に前項の規定による廃止前の名張市指定ボランティア専用ごみ袋交付要領第5条に定める規格により作成されたボランティア専用袋（同日前に交付されたものを含む。）は、当分の間、不法投棄物等回収専用ごみ袋として使用することができる。